

奈良県告示第百二十号

基準点測量成果簿の保管及び閲覧に関する規程（昭和三十九年三月奈良県告示第四百九十四号）の一部を次のように改正し、平成二十四年七月二十一日から施行する。

平成二十四年六月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の一項を加える。

（閲覧日の特例）

- 平成二十四年七月二十一日から同年八月二十七日までの間に限り、第五条第一号中「土曜日」とあるのは、「月曜日」とする。